

新型コロナに関わる トラブル対策

～ファクタリングと ABL～



経済に多大な影響を及ぼした新型コロナウイルス。中でも、給与の減少により困窮する会社員らを狙う犯罪やトラブルは、ますます増加傾向にあります。今回は、その被害拡大も懸念されている「ファクタリング」「ABL」について、お話しします。

Q1. 最近よく聞くファクタリング、ABLとは何ですか？

A1. 「ファクタリング」は、売掛や請負代金などの債権を、売却するなどの方法で現金化するサービスです。また、「ABL」は、このような債権を担保にして、借入れするサービスです。最近では新型コロナウイルスの影響で、支払いが滞る債権も増え、即座に現金化したい需要も増えています。そのため、ファクタリングやABLの利用者が一層増加していくものと思われます。

Q2. 支払う側（債務者）の了承なく債権を譲渡したり、担保にとることなどできるのでしょうか？

A2. 債権の譲渡は支払う側（債務者）の承諾を得ることなく行うことができます。ただし、発注者が公共機関や大手業者の場合、請負代金債権を譲渡禁止にする特約があり、以下のように注意が必要です。

Q3. 弊社がお願いしている下請け業者から内容証明郵便が送られてきて、2ヶ月後に支払予定の金100万円の下請代金を「〇〇ファクター株式会社」へ売却したのでそちらへ支払うように記載されていました。

- (1) 弊社は、支払いをして問題ないでしょうか？
- (2) 下請け工事に瑕疵が発覚したので、その分減額したいのですが……。

A3. (1)については、貴社と下請け業者との請負契約で下請代金債権の譲渡を禁止しているか否かで場合を分ける必要があります。

まず、①譲渡を禁止していない場合です。債権の譲渡は自由ですので、下請け業者から下請代金債権を譲渡した旨の通知を受けた貴社は、下請代金を「〇〇ファクター株式会社」へ支払わなければなりません。ただし念のため、通知の内容が本当かどうか、下請け業者に確認しましょう。

次に、②譲渡を禁止している場合です。下請代金債権の譲渡を禁止していることは、ファクタリン